

# FP 相 続 新 聞 【相続貧乏にならないために】

何故か教育資金の一括贈与が人気、でも後悔することも！

平成28年10月号

平成 25 年度税制改正において、**教育資金の非課税一括贈与**が創設され、平成 28 年 3 月期までの累計信託財産設定額は 10,925 億円、

にも上る人気商品になっています。(この人気を受けて、平成 27 年 4 月から、1,000 万円を限度として、20 歳



以上 50 歳未満の者に対する、**結婚・子育て資金の一括贈与**をスタートさせましたが、こちらは累計 100 億円程度と人気がありません) ●一括贈与制度の概要は、30 歳未満の受贈者(実際には孫が大半)の教育資金に充てるために、父母・祖父母が金融機関等に金銭を信託した場合に、1 人につき 1,500 万円(学校等以外は 500 万円が限度)まで贈与税が課されないというものです(平成 31 年 3 月まで)。そして、この制度は、相続開始前 3 年以内の贈与であっても、相続財産に戻して加算されることはありませんので、毎年コツコツと暦年贈与していくには限界がある、高齢者や認知症の不安がある人が元気づけに相続税対策として利用できるのがメリットとなっています。ただし、孫が 30 歳に達した時に、使い切れなかった教育資金の残額がある場合には、30 歳に達した日に贈与があったものとして贈与税が課されます。●この商品は金融機関の積極的売込みもあって、簡便な相続税対策として人気となっていますが、デメリットにも注意せねばなりません。そもそも、祖父母と孫の間においては扶養義務者として、

生活費や教育費に充てるために「通常必要と認められるもの」については、例え高額であっても贈与税はかかりません。つまり教育費をその都度贈与すれば、何度も喜ぶ孫の顔を見られるのに、一括贈与ではその時一度だけ、しかも孫は状況が分からず(未成年であれば贈与契約は親が締結)、喜ぶのは息子の嫁だけというようなことにもなりかねません。又、長男の子(孫)だけに一括贈与すれば、当然他の弟妹から不公平だと文句が出て、いらぬ兄妹間の争いの元になる恐れもあります。●そして、①金融機関等で教育資金口座を開設し、その口座にいったん入金してしまうと、そのお金を取り戻すことはできません。贈与したのはよいが、思いのほか長生きし、自分自身の今後の生活費や医療費、老人ホームの費用等が心配になるような贈与し過ぎには注意せねばなりません。②限度額が 1,500 万円だからといって、相続税対策として使い切れない金額を贈与してしまうと、孫が 30 歳に達した時に残額に対しての贈与税の心配をしなければなりません。③金融機関への領収書の提出が面倒ですし、教育資金の範囲が不明確で、迷うものがあります。「通学定期代」「留学渡航費」は対象となりますが、下宿代、海外留学の滞在費などは該当しません(今年 1 月から支払金額が 1 万円以下で、かつ、その年中の合計支払金額が 24 万円以下のものについては、教育資金の内訳を記載した明細書に代えることができるようにはなりましたが)。④金融機関によって教育資金の払い出しルールに違いがあり、殆どは立替払いをしてから領収書を持参して支払いを受けますが、三菱 UFJ 信託銀行は、先に出金をしてから後で領収書を持参する精算方式になっており、どの方式が受贈者にとってよいのかも検討する必要があります。